環太平洋パートナーシップ(TPP)協定参加に関する 意見書

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定は、原則として関税を全て撤廃することとされており、農林水産業をはじめ、食の安全、医療・社会福祉、金融・保険、労働市場、公共事業などさまざまな分野に多大な影響を与え、これまでの我が国の産業・経済・社会基準や仕組みが大きく変更されることとなる。

政府は、平成25年3月15日、TPP協定交渉への参加を表明し、4月20日には、既に交渉を進めている11カ国全てから交渉参加支持を取り付けた。しかし、TPP協定による影響等について、国民に十分な説明がなされず社会的混乱を招いている。

このような中、十分な対策を講じることなくTPP協定参加となれば、 農林水産業をはじめとする各分野、ひいては地域社会経済に深刻な影響を 与えることが懸念される。

よって、国においては、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議及びTPP協定参加は慎重に検討し、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 TPP協定交渉については、国民生活に及ぼす影響について詳細な情報を提供するとともに、十分に国民的議論を尽くし、国民的合意を得て判断すること。
- 2 TPP協定交渉の後発参加国は、既存合意の修正が不可能なだけでなく、新規提案すらも困難であると報道されている中、守り抜くべき国益を認識し、それらの国益をどう守っていくのか、明確な方針を示すこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、 財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府 特命担当大臣(経済財政政策)